

平成29年度 国際小委員会の審議の経過等について

平成30年3月5日
文化審議会著作権分科会
国際小委員会

1. はじめに

今期（第17期，平成29年度）の文化審議会著作権分科会の決定を受け，以下の課題について検討を行った。

- (1) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (2) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

2. 審議の状況

(1) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

著作権等の国際的な保護の在り方を議論する場であるWIPOの著作権等常設委員会（以下，「SCCR」という。）では，現在，放送機関の保護のための条約（以下，「放送条約」という。）及び権利の制限と例外等に関する議論が進められている。本国際小委員会では，SCCRにおける議論の動向等について報告が行われ，それに基づき議論が行われた。

① 放送機関の保護

<SCCRにおける議論>

1998年11月以降，SCCRにおいては，デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルールの策定が検討されている。2007年以降は，同年のWIPO一般総会で決定されたマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護（ただし，コンテンツ自体は保護の適用対象外））にしたがって議論を継続しており，第31回SCCR（2015年12月）には，条約の枢要である，①用語の定義（definition），②保護の対象（object of protection）及び③与えられる権利（rights to be granted/protection）に関する統合テキスト案が議長から提示され，これに基づいて議論が行われている。

現在では，先進国のみならずアフリカ諸国等も総じて条約策定に前向きであり，早期の外交会議の開催を目指した努力が続けられている。

2017年に開催された2度のSCCR（第34回会合（5月），第35回会

合（11月）では、上記の統合テキスト案に基づき集中的に議論が行われ、議論の結果を踏まえて統合テキスト案の改訂が行われた。

（用語の定義について）

“放送”の定義については、第34回会合において、放送と有線放送とを別途定義する案、放送の定義の中に有線放送も含める案の二つの案に加えて、有線放送を明示的には定義せず、有線放送の保護については各国の任意とする案（新提案A）及び放送と有線放送のみならず、伝統的放送機関が行うインターネット上の送信についても、「放送」の定義に含める案（新提案B）が提案された。第35回会合において、新提案Aに関連して有線放送を定義に加えることについて検討された。国内法制度と整合的でないことから”放送”の定義に有線放送を加えることを懸念する国もあったが、国内法制度に影響を与えないとすることを条文に加える提案がされ、今後も引き続き検討することとなった。なお、新提案Bは最新の統合テキスト案では削除されている。

（保護の対象について）

伝統的放送を放送条約の適用対象となる送信媒体とすることについては、ほぼ合意が得られている。主な議論は、伝統的放送（有線放送）機関によるインターネット上の送信¹の扱い及び放送前信号の扱いをめぐってである。

インターネット上の送信のうち、サイマルキャストについては、義務的保護とすることに反対する国はなく、特段議論が行われることはなかった。

放送番組の異時送信（特にオンデマンド送信）については、各地域の放送連盟から現在行われているサービスについての紹介があり、保護の必要性について議論が行われた。特にオンデマンド送信について保護の対象とする必要があると主張する国と保護対象とすべきではないとする国が対立したため、共通理解は得られていない。

（放送前信号について）

放送条約の保護対象とすることに反対する意見はなかった。具体的な保護のレベルについては、放送前信号の無許可の再送信に対して禁止権（right to prohibit）を与える案に加えて、放送前信号に対して適当かつ効果的な保護（adequate and effective protection）を与える案が提案され、次回会合にて引き続き議論されることとなった。

¹ 議論の整理上、放送番組の同時ウェブキャスト（サイマルキャスト）、放送番組の異時ウェブキャスト、放送番組のオンデマンド送信、インターネットオリジナル番組の送信、以上の4つに分類されている。

＜国際小委員会における委員からの意見概要＞

○インターネットの異時送信について

・保護の対象について、伝統的放送機関によるインターネットの異時送信（日本では特にオンデマンド送信について）は、保護の対象となれば権利者側にとっては望ましいことであるが、長年にわたり議論が続いている放送条約の早期策定を目指すべきであるところ、必ずしも義務的な保護を求める必要はないという意見が複数の委員から出された。

・伝統的放送機関だけにインターネットの異時送信についての著作隣接権を付与することは、他のネット配信事業者と比べて非常にバランスが悪いとの意見や、異時送信について、我が国の法制度上の扱いについては議論が予想されるどころ、条約上義務的保護でなければ国内で立法するとき改めて検討することができるので、義務的保護としなくてもよいとの意見もあった。

○統合テキスト案について

・日本では時差等を理由とする異時ウェブキャスト（統合テキスト案では「near simultaneous transmission」）サービスは行われていないが、同案における「near simultaneous transmission」、「differed transmission」等の定義や権利の発生時期の規定については不明確な点が見られるので、引き続き注視する必要があるとの意見があった。

② 権利の制限と例外

＜SCCRにおける議論＞

デジタル化・ネットワーク化により、技術的に知識へのアクセスが容易になったにもかかわらず、国際的な著作権保護システムが障壁となっていることから、より利用を重視した制度への転換を進めるため、制限と例外の措置を設定すべきであるとの途上国の要求に端を発し、SCCRでは、2005年以降、権利の制限と例外の議論が続けられている。具体的には、(i) 図書館とアーカイブのためのものと(ii) 教育、研究機関等のためのものの2つが議論の対象となっており、両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきであるとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

2017年の会合では、各分野の研究報告を中心に議論が行われた。また、今後どのような活動を行うかのアクションプランの案が事務局より提示されたものの、会合直前に提示されたこともあり、加盟国からは検討する時間が確保され

ていないとする意見が出たため、次回会合においてアクションプランを改めて検討することとなった。

③ その他の議題

<SCCRにおける議論>

第34回会合では「その他の議題」として追及権及びデジタル環境における著作権の分析が議論されたが、第35回会合ではこれら2つの議題に加えて新たにロシアから舞台演出家（theater director）の保護に関する提案がされた。

追及権は、第31回会合においてセネガル及びコンゴから提案された議題である。第34・35回会合では、英国では追及権導入による経済的な影響はなかった旨の研究結果が報告された。本議題については、アフリカ諸国及びEU等から常設議題とすべきであるとの意見があったが、日本及び米国からは放送条約などの既存の議題の審議時間への影響を考慮して、常設議題とすることの懸念が表明された。

デジタル環境における著作権の分析については、南米諸国より第31回会合において本委員会の新たな議題としたい旨の提案がされた。EUをはじめとする加盟国からは当該議題に関するトピックは広範であることから、まずはトピックを絞る必要があるとの意見があった。第34・35回会合では同議題に関して、各国の関連法制度の調査報告やスコーピングスタディに関する結果が報告された。

舞台演出家の保護に関する提案については、第35回会合においてロシアより提案がされた。これは第35回会合直前に提出されたこともあり、加盟国からは検討するには、より詳細な情報が必要であるとの発言があった。

<国際小委員会における委員からの意見概要>

○追及権について

・追及権制度を導入することに反対の立場から、主に高額で売買された作品が対象となっている点及び美術作品の価格が投機的な売買によって決められている現状を踏まえると、追及権を導入することにより創作へのインセンティブの促進につながらないとの意見があった。

・これに対して、追及権は、演奏や出版に応じて利益分配がなされる音楽や文芸とは性質の異なる美術品について著作者への適正な利益分配を実現するものであり、すでに約80か国で導入されていること等を踏まえると、現状のSCCRにおける議論では放送条約を当面優先するのはやむを得ないとしても、我が国の制度としても国際的なルール作りとしても、積極的に検討するべきであると

の意見もあった。

・また、追及権には他人への譲渡が許されないものであるから人格的な権利であると一般的には解されているが、釈然としないところもあることから、議論の際には、追及権がどのような性質を有する権利なのかはよく注視する必要があるとの意見があった。

(2) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

①海外における著作権侵害等に関する実態調査（マレーシア）の結果、及び、
②諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策に関する報告に基づき議論が行われた。

① 海外における著作権侵害等に関する実態調査（マレーシア）について

本小委員会では、これまで中国・タイ・インドネシア・ベトナムでの実態調査の実施報告がされてきたところ、マレーシアにおける著作権侵害の実態調査の結果が報告された。

具体的には、マレーシアのインターネット利用者に対するサンプリング調査に基づき、日本のコンテンツの入手経験率、コンテンツ類型ごとの利用実態、日本コンテンツの侵害規模の推計等が報告された。

著作権侵害の要因としては、インターネット上で正規にコンテンツが入手・視聴できないなか、海賊版が容易に利用できる環境にあることが指摘された。

今後の対策としては、不正流通対策と正規版展開を車輪の両輪として実施していくことが必要であり、特に、オンラインでの正規流通を強化していくことが必要とされた。また、マレーシアでは、コンテンツを視聴する際に、正規版かどうかを意識する者が少ない等、著作権意識の更なる啓発や不正流通対策の強化、著作権を保護する具体的な行動に結びつける方策の検討及び実施を政府に働きかけていくこと必要である旨報告された。

② 諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策について

本小委員会では、今後の我が国における著作権侵害対策に係る検討に資することを目的として、インターネット上の著作権侵害に関する諸外国の状況についての調査結果が報告された。

具体的には、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデンの7か国を対象に、各国におけるインターネット上の著作権侵害に対して取り組まれている対策について、本調査を受託した株式会社三菱総

合研究所より報告を受けた。

報告では、①海賊版コンテンツの削除、②検索結果からの削除、③個人のインターネット接続停止、④アクセス制限、⑤警告システム、⑥資金源対策について、各国の実施状況が報告された。

例えば、④アクセス制限に関し、イギリスやオーストラリアでは、侵害コンテンツへのアクセス制限（サイトブロッキング）が行われており、海外に設置されているサーバーに蔵置されている侵害コンテンツに対する有効な手段としての評価がある一方で、技術的な回避が可能であることや、ブロックした後に再度、同様のサイトが立ちあがるなど、効果が限定的であるとの指摘もあることなどが説明された。

また、⑥資金源対策に関してイギリスでは、ロンドン市警知的財産犯罪ユニット（PIPCU）、権利者団体、広告事業者団体の連携による、侵害サイトへの広告出稿抑制の取り組みにより、リストアップされた侵害サイトの広告が73%減少（2013-2015年間）したこと等が報告された。

③ 平成29年度の文化庁の取組について

平成29年度に行った文化庁の取組について、①著作権制度整備、②権利執行の強化、③普及啓発に係る取組について紹介があった。

特に、今年度は、WIPOとの連携により、27か国の著作権担当局長等が参加して「著作権・著作隣接権に関するアジア・太平洋地域会合」を開催し、各国における著作権に関する政策・計画について議論した外、若年層向けの著作権普及啓発教材の開発と教員等を対象としたワークショップなどを、侵害発生国政府等と連携して行う「侵害発生国と連携した著作権普及啓発事業」を平成30年度より新規に取り組むこと等について報告があった。

<国際小委員会における委員からの意見概要>

○海外における普及啓発について

・普及啓発は砂漠に水を撒くように効果が見えにくい取組ではあるが、非常に重要であり、実際、侵害発生国関係者の認識が変化したと感じているとの意見があった。

・例えばある国において、理解促進に取り組んだ成果として、著作権の対象ではないと判断されていたキャラクターグッズの侵害について、現在では当局は積極的に対応しているとの紹介があった。

・正規コンテンツを利用できる環境整備をしなければ、海賊版を利用してしまうという意見があった。

- ・著作権教育では禁止事項を強調する傾向があるが、過度な禁止教育にならないように配慮が必要との意見があった一方で、学校教育においては、模写からの学びや、モラル、倫理にも留意することが重要との意見もあった。
- ・ソフトウェアのデッドコピー（完全複製）など、最低限禁止すべきことはきちんと教えることが必要との意見があった。
- ・教育・普及啓発にあたっては、教員との信頼関係や、現地の教育方法や習慣にも配慮していくことが重要である旨の意見があった。

○国境を越えた著作権侵害の実態調査について

- ・委員から、侵害コンテンツへのアクセス制限（サイトブロッキング）については、三菱総研の委託調査では、一部に、効果が限定的との指摘がある旨の報告であったが、米国の大学が行った調査では、有効性を確認する研究成果がある旨の紹介があった。
- ・サイトブロッキングについて、イギリスで効果があるのは、侵害サイトのドメインが変わっても、追いかける仕組みがあるためであるとの意見があった。
- ・調査時点からの変化のフォロー、サイトブロッキングは各国の制度の違いにより効果が異なるとの観点から、更なる調査が必要である旨の意見があった。
- ・本調査による制度・手法で侵害を止めることには限界があり、若年層に著作権の正しい認識を普及促進していくことが重要との意見があった。
- ・ある大学における講習では、教員や教員志望の学生には適切な対価を支払って利用する認識が根付きつつあると感じたとの意見があった。

3. 開催状況

第1回 平成29年10月19日（木）

- (1) 主査の選任等について
- (2) 国際小委員会審議予定について
- (3) 報告事項
 - (3)－1 WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について
 - (3)－2 海外における著作権侵害等に関する実態調査報告書（マレーシア）について
 - (3)－3 諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策について
- (4) 自由討議
- (5) その他

第2回 平成30年2月22日（木）

- (1) WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について
- (2) 海賊版対策の取組状況等について
- (3) 平成29年度国際小委員会の審議状況について
- (4) その他

4. 委員名簿（敬称略，五十音順）

	蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波 朋子	弁護士
	今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	上野 達弘	早稲田大学大学院法務研究科教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	梶原 均	日本放送協会知財センター専任局長
	北澤 安紀	慶應義塾大学法学部教授
	楠本 靖	一般社団法人日本レコード協会 著作権・契約部 部長
	久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事
	小島 立	九州大学大学院法学研究院准教授
	斎藤 信吾	一般社団法人日本民間放送連盟 番組・著作権部 部長
	潮海 久雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
主査代理	鈴木 將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	世古 和博	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
	大楽 光江	北陸大学名誉教授
	墳崎 隆之	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構事務局長・弁護士
	辻田 芳幸	東北学院大学法学部教授
主査	道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授，東京大学名誉教授，弁護士
	野口 祐子	弁護士，グーグル株式会社法務部長
	堀江 亜以子	中央大学法学部教授
	前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	松武 秀樹	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事
	村井 麻衣子	筑波大学図書館情報メディア系准教授
	山本 隆司	弁護士

（以上24名）